

岬町奨学金返還支援事業助成金交付要綱

制定:令和4年3月31日
最終改正:令和5年3月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金返還者の就労初期における経済的負担を軽減することによって町内への定住を促すことを目的とし、奨学金の返還者に対し、予算の範囲内において岬町奨学金返還支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、岬町補助金等交付規則(平成5年岬町規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)又は専門職大学をいう。
- (2) 就業 次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して雇われており、かつ、翌年度以降も継続して同じ事務所に勤務する意思を有している者(以下「被雇用者」という。)が働くこと。
 - イ 期間の定めなく個人で農業その他の事業を営み、かつ、1週間の労働時間が20時間以上の者(以下「自営業者」という。)が働くこと。
- (3) 定住 本町の住民基本台帳に登録されていることをいう。

(交付の対象となる奨学金)

第3条 助成金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金
- (2) 公益財団法人大阪府育英会が貸与する奨学金
- (3) 大阪府が貸与する母子・父子・寡婦福祉資金のうち修学資金、技能習得資金及び就業資金
- (4) 大阪府社会福祉協議会が貸与する生活福祉資金のうち教育支援資金
- (5) その他、町長が認める貸与型奨学金

(交付の対象)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等に進学し、在学している期間に前条に規定する奨学金の貸与を受けた者
- (2) 大学等を卒業した者で、第6条第1項に規定する認定申請時の属する年度の末日時点において満30歳未満の者
- (3) 就業している者
- (4) 町内に定住しており、今後5年以上定住する予定である者
- (5) 世帯の全員に本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。
- (6) 奨学金の返還を滞納していない者
- (7) 令和4年4月1日以降に奨学金の返還を始めた者
- (8) 他制度による助成金等を受けていない者

(9) 世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本助成金の対象としない。

(1) 国家公務員又は地方公務員として雇用されている者（臨時的任用職員及び会計年度任用職員等（正職員の給与表の適用を受ける者を除く。）を除く。）

(2) 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等に正規に雇用されている者
（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成金の交付を受けようとする会計年度の前年度の1月から当該年度の12月までの奨学金等の返還額の合計に相当する額の2分の1（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、就業先が岬町内の場合は10万円、岬町外の場合は5万円を上限とする。

2 前項に規定する助成金の額の算定に際し、繰上償還による奨学金等の返還額の増額分及び奨学金の返還に係る利子相当額は考慮しないものとする。

（助成金の交付対象者の認定）

第6条 この助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から12月末日までの間に、岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、認定を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に規定する書類は2回目以降の申請時には省略することができる。

(1) 大学等が発行する卒業を証明する書類

(2) 奨学金の借入額及び返済予定額が確認できる書類

(3) 申請者が被雇用者である場合は、就業証明書（様式第1号の2）

(4) 申請者が自営業者である場合は、自営申立書（様式第1号の3）及び自営業を行っていることが確認できる書類

(5) その他、町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定書（様式第2号）又は岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の認定を受けた者は、令和8年度まで助成金の交付申請をすることができるものとする。
（認定申請事項の変更及び承認）

第7条 前条第2項により助成金の交付対象者認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定変更申請書（様式第4号）に、同条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定変更承認通知書（様式第5号）又は岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定変更不承認通知書（様式第6号）により認定者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第8条 認定者又は前条第2項の変更承認通知を受けた認定者は、当該年度の1月4日から2月末日までに岬町奨学金返還支援事業助成金交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 奨学金等の返還済額を証する書類の写し
- (2) 同意書(様式第7号の1)
- (3) 誓約書(様式第7号の2)
- (4) その他、町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、岬町奨学金返還支援事業助成金交付決定通知書(様式第8号)又は岬町奨学金返還支援事業助成金不交付決定通知書(様式第9号)により認定者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、速やかに岬町奨学金返還支援事業助成金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の助成対象者から請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付決定を受けたと認められるとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が助成金を交付することを不相当と認めたとき。

2 町長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、岬町奨学金返還支援事業助成金交付決定取消通知書(様式第11号)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 町長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、岬町奨学金返還支援事業助成金返還命令書(様式第12号)により、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定申請書

年 月 日

(宛先) 岬町長 宛

岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者の認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	住所 〒 ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日 電話番号
<input type="checkbox"/> (チェック欄)	岬町奨学金返還支援事業助成金対象者認定申請にあたり、申請者の住民基本台帳の確認を町職員が行うことに同意します。
奨学金	名称 借入先機関 借入期間 年 月 から 年 月まで 返還予定額 毎月 円※ / 総額 円 返還開始 年 月～ ※繰上償還分は含まない。
就学先等	大学等名称 学部・学科等 卒業・修了時期 年 月 日
申請区分	初回 2回目以降
勤務先	勤務先名称 所在地
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等が発行している卒業を証明する書類（初回申請時のみ） ・奨学金の借入額、返還額が確認できる書類（初回申請時のみ） ・勤務先及び就労状況等を証する書類
確認欄	<input type="checkbox"/> 大学等に進学し、在学している機関に奨学金の貸与を受けたこと。 <input type="checkbox"/> 大学等を卒業し、申請年度末日時点で満 30 歳未満であること。 <input type="checkbox"/> 町内に定住しており、今後 5 年以上定住する予定であること。 <input type="checkbox"/> 就業していること。 <input type="checkbox"/> 令和 4 年 4 月 1 日以降に奨学金の返還を始めたこと。 <input type="checkbox"/> 他制度による助成を受けていないこと。

様式第1号の2（第6条関係）

就業証明書

（宛先）岬町長 宛

氏名		
住所		
生年月日	年	月 日
勤務先事業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
就業年月日		
雇用形態	1週間の所定労働時間が20時間以上である。	
職種		
職務内容		

上記の者について、上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

所在地

事業所名

代表者



自営申立書

（宛先）岬町長 宛

事業所	名 称	
	所 在 地	
	電話番号	
事業開始年月日	年 月 日	
労働時間	1週間の労働時間が20時間以上である。	
業 種	<input type="checkbox"/> 農林業 <input type="checkbox"/> 建設・建築業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 美理容業 <input type="checkbox"/> 運送・運輸業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
事業内容		

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

認定後又は交付決定後の調査において申立書と異なる場合は、認定又は交付決定を取り消されても異議ありません。

年 月 日

住所

氏名

添付書類	自営業を行っていることが証明できる書類（写し可） <input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 個人事業の開業届 <input type="checkbox"/> 売上伝票 <input type="checkbox"/> 出荷伝票 <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	--

様式第2号（第6条関係）

岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定書

第 年 月 日
年 月 日

様

岬町長 

年 月 日付けで申請のあった岬町奨学金返還支援事業助成金の交付対象者として認定します。

1 認定者氏名

2 認定番号

様式第3号（第6条関係）

岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者不認定通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長 

年 月 日付で申請のあった岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者
認定について、次のとおり認定しないことを決定したので通知します。

認定しない事を決定した理由

岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定変更申請

年 月 日

（宛先）岬町長 宛

住所

申請者 氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付認定のあった助成金の交付対象者認定について、岬町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添付して変更を申請します。

1 変更内容

氏名 住所	【変更年月日】 年 月 日 【変更後氏名】 【変更後住所】 〒
就業状況等	【変更内容】 退職 ・ 転職 【変更前】勤務先等の名称 年 月 日 退職 【変更後】勤務先等の名称 所在地 年 月 日 就職
理由	

2 添付書類

様式第 5 号 (第 7 条関係)

岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長 

年 月 日付けで申請のあった助成金交付対象者認定の変更申請について、
岬町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり変更を承認しましたので、通知します。

変更承認事項

様式第 6 号 (第 7 条関係)

岬町奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長 印

年 月 日付で申請のあった助成金交付対象者認定の変更申請について、岬町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり変更を承認しないことを決定しましたので、通知します。

変更を承認しないことを決定した理由

岬町奨学金返還支援事業助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 岬町長 宛

住所

申請者 氏名
電話番号

岬町奨学金返還支援事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

認定年月日及び 認定番号	年 月 日 第 号
助成事業期間	年 月から 年 月まで
助成事業期間中の 奨学金返還額	年間 円 … A (助成事業期間中の返還額)
助成金交付申請額	(A 円) $\times 1 / 2 =$ 円 … B (千円未満切捨て) 補助上限額 町内 100,000 円、町外 50,000 円 … C B と C を比較し、少ない方の額 円
添付書類	・奨学金の返還額を証する書類の写し (助成事業期間中のもの)
確認欄	<input type="checkbox"/> 対象となる期間の奨学金の返還を行ったこと。 <input type="checkbox"/> 就業していること。 <input type="checkbox"/> 町内に定住しており、今後 5 年以上定住する予定であること。 <input type="checkbox"/> 本町の町税及び奨学金を滞納していないこと。

様式第7号の1（第8条関係）

同 意 書

岬町奨学金返還支援事業助成金の交付を申請するにあたり、岬町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第4条に定める交付対象者の資格要件を確認するため、世帯全員の住民基本台帳及び納税状況など必要な確認を町職員が行うことに同意します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

※提出いただいた個人情報は、厳重に管理し、本事業以外の目的に使用しません。

※以下の記入は不要です。

住民基本台帳の世帯の確認欄		町税の滞納の有無確認欄	
有 ・ 無	(担当確認印)	有 ・ 無	(担当確認印)
国民健康保険料の滞納の有無確認欄		介護保険料の滞納の有無確認欄	
有 ・ 無	(担当確認印)	有 ・ 無	(担当確認印)
後期高齢者医療保険料の滞納の有無確認欄		保育料の滞納の有無確認欄	
有 ・ 無	(担当確認印)	有 ・ 無	(担当確認印)

様式第7号の2（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

岬町長 田代 堯 様

住 所
氏 名

私は、岬町奨学金返還支援事業助成金の交付申請に当たり、岬町奨学金返還支援事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条に定める交付対象者の要件を満たしていることを誓約します。

また、町長が要綱の規定に違反すると認める場合は、奨学金返還支援事業助成金の交付決定の取り消しに同意するとともに、既に交付を受けた奨学金返還支援事業助成金を返還することを誓約します。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

岬町奨学金返還支援事業助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長 

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、岬町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり交付決定しましたので、通知します。

交付決定額 円

様式第9号（第8条関係）

岬町奨学金返還支援事業助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長 

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、岬町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

交付しないことを決定した理由

様式第 10 号 (第 9 条関係)

年 月 日

(宛先) 岬町長 宛

住所

申請者 氏名
電話番号

岬町奨学金返還支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岬町奨学
金返還支援事業助成金について、次のとおり請求します。

請求金額 円

助成金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については、必ず申請者氏名と一致すること。

様式第 11 号 (第 10 条関係)

岬町奨学金返還支援事業助成金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長 

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岬町奨学金返還支援事業助成金については、次のとおり交付決定を取り消したので、岬町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

様式第 12 号 (第 11 条関係)

岬町奨学金返還支援事業助成金返還命令書

第 年 月 日 号

様

岬町長 印

岬町奨学金返還支援事業助成金交付要綱第 11 条の規定により、 年 月 日付け
第 号により交付決定した助成金について、次のとおり返還を命じます。

1 返還理由

2 返還金額 円

3 返還期限 年 月 日まで

4 返還方法

5 既交付金額